

種類	品種名	方針	自家増殖の可否		自家増殖可の場合の手続き
			県内生産者	県外生産者	
いちご	「兵庫I-3号」 「兵庫I-4号」		可（無償） *但し、生産許諾は有償		不要 *但し、生産許諾契約は必要
キク	「兵庫花12号」 「兵庫花13号」 「兵庫花14号」 「兵庫花15号」 「兵庫花16号」	従来からの生産許諾契約で、 種苗の自家増殖を認める	可（無償） *但し、生産許諾は有償・無償	可（無償） *但し、生産許諾は有償	不要 *但し、生産許諾契約は必要
イネ	「兵庫錦（酒米）」 「Hyogo Sake 85（酒米）」 「兵系紫86号（紫黒米）」	自家増殖では形質・品質の維持が困難なため、自家増殖を認めない	不可		—
ノリ	「ひょうごはりま薫黒」		不可		—
ダイズ	「黒っこ姫」 「茶っこ姫」 「さとっこ姫」	自家増殖では形質・品質の維持が困難なため、自家増殖を認めない	不可		—
ネギ	「兵庫N-1号」	県ブランド在来系統との交雑を防ぐため、自家増殖を認めない	不可		—
ナシ	「但馬1号」	兵庫県と利用許諾契約している事業者、もしくは県から購入した個体からの自家増殖を認める	可（無償）	不可	不要 *但し、誓約書の提出が必要
レタス	「ウインターパワー」		可（無償）		不要

**自家増殖についての遵守事項**

- ① 自家増殖により得た種苗は、有償・無償を問わず第三者に譲渡しないこと。
- ② 種苗を海外に持ち出さないこと。
- ③ 植物体の一部を種苗として用いる場合は、その品種の特性を著しく損なうことのないよう、適切な種苗を選別して利用すること。  
また、利用した種苗によってその品種の特性が損なわれる等の問題が発生した場合には、遅滞なく兵庫県に報告すること。
- ④ 第三者から、自家増殖により得た収穫物や植物体の一部を種苗として譲り受けたい、または譲渡したい旨の申し出があった場合は、遅滞なく兵庫県に報告すること。
- ⑤ 自らの農業経営に用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄すること。なお、剪定枝等は焼却等を行い、確実に廃棄処分すること。
- ⑥ その他、自家増殖に関連する事項について、兵庫県の指示に従うこと。

**【問い合わせ先】**  
 兵庫県立農林水産技術総合センター  
 企画調整・経営支援部  
 〒679-0198兵庫県加西市別府町南ノ岡甲1533  
 TEL 0790-47-2408